



厚生労働省佐賀労働局発表  
平成30年9月4日(火)

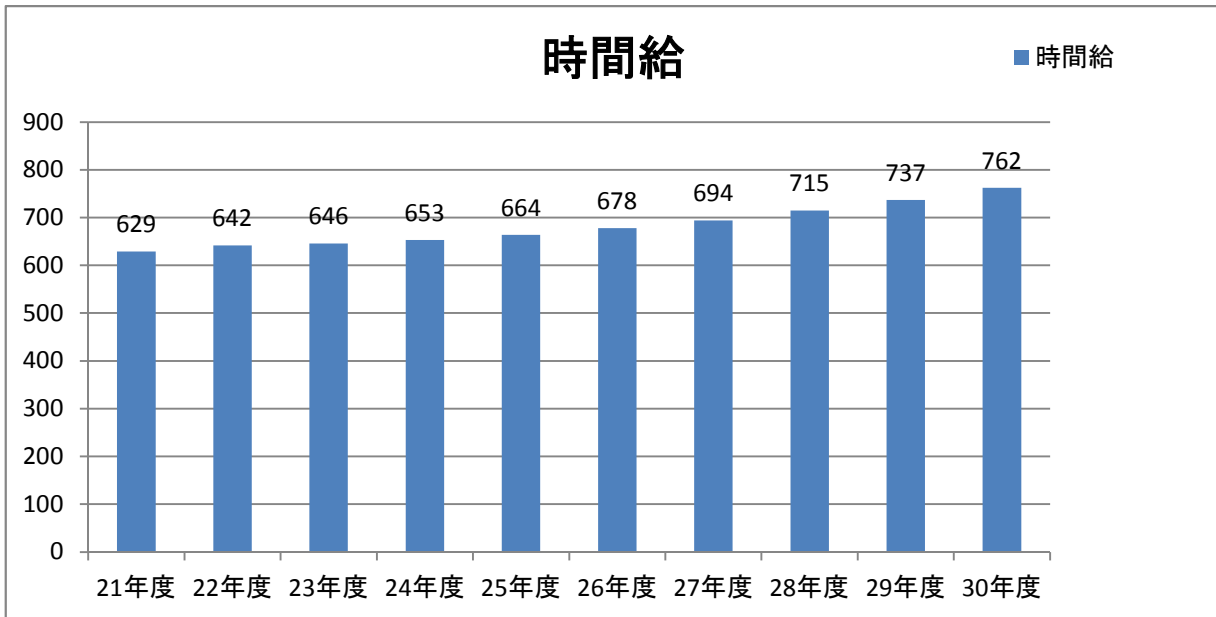
【照会先】  
厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室  
室長 藤崎 貞美  
室長補佐 新宮 卓俊  
(電話) 0952(32)7179(直通)

## 平成30年10月4日から762円に

### — 佐賀県最低賃金の引き上げ —

- 1 佐賀労働局長（菊池泰文）は、平成30年8月24日（金）、「佐賀県最低賃金」について時間額762円（引上げ額25円、引上げ率3.39%）とする改正決定を行い、本日、官報公示しました。  
これにより、佐賀県最低賃金は、平成30年10月4日から762円に引き上げられることが確定しました。
- 2 佐賀県最低賃金は、佐賀県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
- 3 今後、佐賀労働局では、改正後の佐賀県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。

## 佐賀県最低賃金額の推移



## 佐賀県最低賃金引き上げ額及び引き上げ率の推移

